

## 国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則

平成16年4月1日  
規則第46号

最終改正 令和7年11月13日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則(以下「就業規則」という。)第20条の規定に基づき、国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)に勤務する非常勤職員の給与に関する事項を定める。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 非常勤職員の給与の種類は、次の各号の定めるところによる。

(1) フルタイム職員の給与は、日給、諸手当及び賞与とし、諸手当と賞与は次のとおりとする。

ア 諸手当 住居手当、通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、健康診断従事手当、医師夜間診療手当、オンコール手当、分娩手当、麻酔手当、新生児担当手当、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、特定医療費認定審査手当、診療貢献手当、医師キャリア支援手当、救急勤務医手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、面接指導実施手当、夜勤専従手当、夜間救急手当、休診日予定手術実施手当、医学生共用試験手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、診療特別手当、臨床研修手当、指導医補助等手当、指導医等手当、臨床等手当

イ 賞与 期末手当、勤勉手当

(2) パートタイム職員の給与は、時間給及び諸手当とし、諸手当は次のとおりとする。

ア 諸手当 通勤手当、交通費相当手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、健康診断従事手当、オンコール手当、分娩手当、麻酔手当、新生児担当手当、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、特定医療費認定審査手当、診療貢献手当、医師キャリア支援手当、救急勤務医手当、新型

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、面接指導実施手当、夜勤専従手当、夜間救急手当、休診日予定手術実施手当、医学生共用試験手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、指導医補助等手当、指導医等手当、臨床等手当

2 パートタイム職員のうち1週当たりの所定勤務時間が35時間以上となる者の諸手当は、前項第2号に規定する諸手当のほか、医師夜間診療手当、診療特別手当、臨床研修手当とする。

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 非常勤職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に定めるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
1. 日給又は時間給 2. 諸手当 住居手当、通勤手当、交通費相当手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、健康診断従事手当、医師夜間診療手当、オンコール手当、分娩手当、麻酔手当、新生児担当手当、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、特定医療費認定審査手当、医師キャリア支援手当、救急勤務医手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、面接指導実施手当、夜勤専従手当、夜間救急手当、休診日予定手術実施手当、医学生共用試験手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、臨床研修手当、指導医補助等手当、指導医等手当、臨床等手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは15日(15日が就業規則第29条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、18日)、17日が土曜日に当たるときは、16日(16日が休日に当たるときは、15日)、17日が休日かつ月曜日に当たるときは、18日に支給する。)
3. 諸手当 診療特別手当		12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日。その日が土曜日に当たるときは、前日)
4. 賞与 期末手当及び勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日。その日が土曜日に当たるときは、前日)

2 非常勤職員の給与については、この規則に定めるもののほか、国立大学法人高知大学職

員給与規則（以下「職員給与規則」という。）を準用する。

（給与の支払）

第5条 非常勤職員の給与は、勤務の実績に基づき、その全額を通貨で直接その者に支払う。

ただし、法令又は労働基準法第24条第1項に規定する協定で定めるものについては、これを給与から控除して支払うことができる。

2 前項の給与は、当該職員の同意を得た上で当該職員の預金又は貯金への振込の方法によって支払うことができる。

3 給与の振込に関し必要な事項は、別に定める。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（非常時払い）

第6条 非常勤職員が、その者又はその収入によって生計を維持する者の出産、病気、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第3条の規定にかかわらず、支給期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うものとする。

（端数計算）

第7条 第9条の4及び第16条から第18条までの規定による額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第8条 この規則により計算した給与の確定金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（日給又は時間給の決定）

第9条 非常勤職員（規則別表に定める学内ワークスタディスタッフ、ティーチング・フェロー、ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ピア・サポーター、保育補助員、講師（客員教授・客員准教授・客員講師・客員助教・連携大学院教授・連携大学院准教授・連携大学院講師・連携大学院助教）、講師（附属学校）、講師（特設日本語講座・カウンセラー）、講師（臨地実習指導）、上記以外の講師、研究員（研究機関研究員）、研究員（開発支援研究員（ポスドク））、医員（レジデント）、医員（指導医）、医員（病院助教）、医員（研修医）、医員（大学院生）、医員（研究生）、研究支援員及びスクールソーシャルワーカーを除く。以下本条において「医員（レ

ジデント)等」という。)の勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)又は勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給月額(職員給与規則第22条に定める本給の調整額を含む。以下「本給の月額」という。)を基礎として算出した別表1に掲げる額の範囲内の額とし、医員(レジデント)等については定額欄の額とする。この場合において、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給月額は、職員給与規則で規定される当該年度の初日において職員に適用される本給表によるものとする。

- 2 非常勤職員の採用が困難である場合その他特別の事情があると認める場合には、別表1で決定された額を超えて決定することができる。

(変形労働時間制適用者の給与の決定)

第9条の2 フルタイム職員で変形労働時間制を適用する者(以下「変形労働時間制適用者」という。)は、第3条第1項第1号の定めにかかわらず、時間給とする。

- 2 前項に規定する時間給は、変形労働時間制適用者を変形労働時間制を適用しないものとして採用した場合に決定される日給の額を就業規則第27条第1項第1号に規定するフルタイム職員の1週間の所定勤務時間における1日平均所定勤務時間(以下「1日平均所定勤務時間」という。)で除して得た額の範囲内の額とする。

(日給者の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条の3 第3条第1項の規定により給与が日給とされた非常勤職員(前条に規定する者を除く。以下「日給者」という。)の第9条の4及び第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を1日平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(給与の減額)

第9条の4 日給者が勤務しないときは、就業規則第22条第1項に規定する業務の遂行を免除された場合、就業規則第35条の規定による年次有給休暇及び就業規則第38条第1項の規定による年次有給休暇以外の有給の休暇を承認された場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(不就労時の給与)

第9条の5 時間給の者が勤務しないときは、就業規則第22条第1項に規定する業務の遂行を免除された場合、就業規則第35条の規定による年次有給休暇及び就業規則第38条第1項の規定による年次有給休暇以外の有給の休暇を承認された場合その他その勤務し

ないことにつき特に承認のあった場合を除き、給与を支給しない。

(住居手当)

第 10 条 フルタイム職員（契約期間が 3 月未満の者は除く。）には、職員給与規則第 28 条に定める住居手当を支給する。ただし、医員（レジデント）、医員（指導医）、医員（病院助教）及び医員（研修医）には支給しない。

(通勤手当)

第 11 条 雇用予定期間が 1 か月以上の非常勤職員には、職員給与規則第 29 条に定める通勤手当を支給する。ただし、講師（教育学部附属学校園に勤務する者を除く。）、医員（研修医）（平成 15 年度から卒後臨床研修を受けている者を除く。）及び学生である非常勤職員には支給しない。

(交通費相当手当)

第 11 条の 2 非常勤職員のうち講師（教育学部附属学校園に勤務する者を除く。）には、交通費相当手当を支給する。

2 前項の交通費相当手当については、別に定める。

(放射線取扱手当)

第 12 条 非常勤職員が、国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則（以下「特殊勤務手当細則」という。）第 6 条に定める作業に従事した場合は、同条に定める放射線取扱手当を支給する。

(夜間看護等手当)

第 13 条 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 9 条に定める作業に従事した場合は、同条に定める夜間看護等手当を支給する。

(健康診断従事手当)

第 13 条の 2 非常勤職員（医員（病院助教）、医員（指導医）、医員（レジデント）、医員（大学院生））が、特殊勤務手当細則第 15 条に定める作業に従事した場合は、同条に定める健康診断従事手当を支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した 1 時間につき 3,000 円とする。

(医師夜間診療手当)

第 14 条 非常勤職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる診療等の業務に従事した場合は、医師夜間診療手当を支給する。

2 前項の手当の額は、業務 1 回あたり 15,000 円とする。

(オンコール手当)

第 15 条 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 18 条に定める作業に従事した場合は、同条に定めるオンコール手当を支給する。

(分娩手当)

第 15 条の 2 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 23 条に定める業務に従事した場合は、同条に定める分娩手当を支給する。

(麻酔手当)

第 15 条の 3 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条に定める業務に従事した場合は、同条に定める麻酔手当を支給する。

(新生児担当手当)

第 15 条の 4 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 2 に定める業務に従事した場合は、同条に定める新生児担当手当を支給する。

(小児科病院群輪番制手当)

第 15 条の 5 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 3 に定める業務に従事した場合は、同条に定める小児科病院群輪番制手当を支給する。

(手術実施手当)

第 15 条の 6 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 4 に定める業務に従事した場合は、同条に定める手術実施手当を支給する。

(専門看護師手当)

第 15 条の 7 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 5 に定める業務に従事した場合は、同条に定める専門看護師手当を支給する。

(専門薬剤師手当)

第 15 条の 8 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 6 に定める業務に従事した場合は、同条に定める専門薬剤師手当を支給する。

(手術部勤務手当)

第 15 条の 9 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 7 に定める業務に従事した場合は、同条に定める手術部勤務手当を支給する。

(特定医療費認定審査手当)

第 15 条の 10 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 8 に定める業務に従事した場合は、同条に定める特定医療費認定審査手当を支給する。

(診療貢献手当)

第 15 条の 11 医学部附属病院において診療又は病理診断に従事する職員のうち、良好な病院収益の確保に貢献したと学長が認めた者に、職員給与規則第 31 条の 2 に定める診療貢献手当を支給する。ただし、医員（研修医）には支給しない。

（医師キャリア支援手当）

第 15 条の 12 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 9 に定める業務に従事した場合は、同条に定める医師キャリア支援手当を支給する。

（救急勤務医手当）

第 15 条の 13 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 10 に定める業務に従事した場合は、同条に定める救急勤務医手当を支給する。ただし、医員（研修医）には支給しない。

（新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当）

第 15 条の 14 附属病院の医療従事者である非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 11 に定める業務に従事した場合は、同条に定める新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当を支給する。

（新型コロナワクチン接種業務従事手当）

第 15 条の 15 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 12 に定める業務に従事した場合は、同条に定める新型コロナワクチン接種業務従事手当を支給する。

（救急搬送手当）

第 15 条の 16 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 13 に定める業務に従事した場合は、同条に定める救急搬送手当を支給する。

（面接指導実施手当）

第 15 条の 16 の 2 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 15 に定める業務に従事した場合は、同条に定める面接指導実施手当を支給する。

（夜勤専従手当）

第 15 条の 16 の 3 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 16 に定める業務に従事した場合は、同条に定める夜勤専従手当を支給する。

（夜間救急手当）

第 15 条の 16 の 4 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 17 に定める業務に従事した場合は、同条に定める夜間救急手当を支給する。

（休診日予定手術実施手当）

第 15 条の 16 の 5 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 18 に定める業務に従事し

た場合は、同条に定める休診日予定手術実施手当を支給する。

(医学生共用試験手当)

第 15 条の 16 の 6 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 19 に定める業務に従事した場合は、同条に定める医学生共用試験手当を支給する。

(幼児教育・看護業務等手当)

第 15 条の 17 次の各号に掲げる非常勤職員に、当該各号に掲げる額を幼児教育・看護業務等手当として支給する。ただし、パートタイム職員については、次の各号に掲げる額に当該パートタイム職員の 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額を月額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは、第 8 条の規定にかかわらず、これを切り上げるものとする。

- (1) 教育学部附属幼稚園の教務補佐員及び保育補助員 月額 9,000 円
- (2) 医学部附属病院の医療補佐員（看護師、助産師及び准看護師） 月額 12,000 円
- (3) 医学部附属病院の医療補佐員（看護助手） 月額 6,000 円

2 就業規則第 22 条第 1 項に規定する業務の遂行を免除された場合、就業規則第 35 条の規定による年次有給休暇及び就業規則第 38 条第 1 項の規定による年次有給休暇以外の有給の休暇を承認された場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合以外の事由により勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、前項本文に定める額を、毎年 4 月 1 日を起算日とした 1 年間におけるフルタイム職員の 1 月平均所定勤務時間で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を前項の規定による額から減じて支給する。

(超過勤務手当)

第 16 条 業務上の必要により、非常勤職員に定められた所定の勤務時間を超えて勤務させた場合には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間当たりの給与額（日給者は、第 9 条の 3 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額。前条に定める幼児教育・看護業務等手当の支給を受ける者については、勤務 1 時間当たりの給与額（日給者は、第 9 条の 3 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額）に、前条第 1 項本文に定める額を、毎年 4 月 1 日を起算日とした 1 年間におけるフルタイム職員の 1 月平均所定勤務時間で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。）（以下「1 時間給与額」という。）に 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下「深夜」という。）である場合は、その割合に 100 分の 25 を

加算した割合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、1日の勤務が7時間45分(1日の所定労働時間が8時間とされる日においては8時間)又は1週の勤務が38時間45分内における超過勤務手当については、1時間給与額を支給する。

- 2 前項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務(前項ただし書に定める場合を除く。)することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間給与額に100分の150(深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第17条 業務上の必要により、非常勤職員を就業規則第29条に規定する休日(就業規則第30条により振り替えられた休日を含む。)において勤務させた場合には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間給与額に100分の135(その勤務が前条に定める勤務を含めて60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の150、また、これらの勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第18条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた非常勤職員には、その間に勤務した全期間に対して、勤務1時間につき1時間給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)

(宿日直手当)

第19条 非常勤職員が、職員給与規則第36条に定める作業に従事した場合は、同条に定める宿日直手当を支給する。

(期末手当・勤勉手当)

第20条 所定勤務時間が常勤職員と同様のフルタイム職員(契約期間が6月未満の者は除く。)には、職員給与規則第39条及び第42条に定める期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、医員(レジデント)、医員(指導医)、医員(病院助教)及び医員(研修医)には、支給しない。

- 2 前項の場合において、期末手当及び勤勉手当を支給する場合には、第9条第1項の規定により当該フルタイム職員が受けるべき日給(変形労働時間制適用者は変形労働時間制を適用しないものとして採用した場合に決定される日給の額)の算定基礎となった本給

の月額を期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とみなすものとする。

(診療特別手当)

第 20 条の 2 10 月末日 (以下この条において「基準日」という。) にフルタイム職員又は第 3 条第 2 項に規定するパートタイム職員の医員 (病院助教)、医員 (指導医)、医員 (レジデント) 又は医員 (研修医) として在職する職員には、予算の範囲内で診療特別手当を支給することができる。

2 前項の職員には、基準日の属する月内に就業規則第 12 条に規定する退職をした職員を含むものとする。

3 診療特別手当の額は、基準日におけるその者の第 5 項の表に定める職種区分に応じた診療特別手当基礎額 (以下この条において「基礎額」という。) に次の表に定める基準日以前 12 月 (前年 11 月 1 日から 10 月 31 日までの期間) におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じ、その額に第 6 項で定める支給割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
12 月	100 分の 100
7 月以上 12 月未満	100 分の 80
3 月以上 7 月未満	100 分の 60
3 月未満	100 分の 30
零	零

4 前項に規定する在職期間は、第 1 項に規定する当該手当の支給対象となる職員としての在職期間 (国立大学法人高知大学職員就業規則第 3 条に規定する大学教員 (以下「大学教員」という。) としての在職期間を含む。) とし、次に掲げる期間を除いた期間とする。

(1) 停職の期間

(2) 育児休業及び介護休業の期間

(3) 日単位で欠勤した期間

(4) 大学教員として、支給を受けた直近の期末手当及び勤勉手当の基準日以前 6 月以内の期間

5 第 3 項に規定する基礎額は、職種の区分に応じて次の表に定める額とする。

職種区分	基礎額
医員 (病院助教)	300,000 円
医員 (指導医)	300,000 円
医員 (レジデント)	300,000 円

医員（研修医）	120,000 円
---------	-----------

6 第3項に規定する支給割合は、本学の財政事情を考慮の上 100 分の 0 から 100 分の 100 の間の支給割合とし、支給の都度、学長が定める。

（臨床研修手当）

第21条 医員（研修医）が、研修における臨床業務に従事した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の臨床研修手当を支給する。

- (1) 医師臨床研修1年目の者 月額 120,000 円
- (2) 医師臨床研修2年目以降の者 月額 140,000 円
- (3) 歯科医師臨床研修1年目の者 月額 120,000 円
- (4) 歯科医師臨床研修2年目以降の者 月額 140,000 円

2 前項の手当は、これを受けている者にその月額を変更すべき事由が生ずるに至った場合においては、その事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定するものとする。

3 第1項の手当の月額は、研修医が月の初日から末日までの所定の勤務日数の全部を勤務した場合に支給するものとし、月の途中における採用又は退職による当該月、若しくは所定の勤務日数の一部を勤務しなかった場合の当該月の手当の額は、職員給与規則第9条の規定を準用して支給するものとする。

4 医員（研修医）が、研修において、診療時間帯以外の時間（午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間）又は休診日に、救急患者の初期対応に係る勤務をした場合は、第1項の月額（前2項の規定により算出等された月額を含む。）に、1回の勤務につき17,000円を加算する。

（指導医補助等手当）

第21条の2 フルタイム職員又はパートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間以上となる者である医員（レジデント）が、専門研修における臨床業務に従事又は医員（研修医）の指導をした場合は、従事又は指導した日1日につき、1,650円を指導医補助等手当として支給する。パートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間未満となる者である医員（レジデント）が、同様の業務に従事又は指導をした場合は、従事又は指導した1時間につき、213円を指導医補助等手当として支給する。

2 一給与期間の指導医補助等手当の額を算定する場合において、当該期間における前項後段に規定する従事又は指導した時間の合計時間に1時間に満たない端数があるとき、

又は当該合計時間が1時間に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を1時間に切り上げる。

(指導医等手当)

第21条の3 フルタイム職員又はパートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間以上となる者である医員(指導医)が、臨床業務に従事又は医員(研修医)の指導をした場合は、従事又は指導した日1日につき、2,050円を指導医等手当として支給する。パートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間未満となる者である医員(指導医)が、同様の業務に従事又は指導をした場合は、従事又は指導した1時間につき、265円を指導医等手当として支給する。

2 一給与期間の指導医等手当の額を算定する場合において、当該期間における前項後段に規定する従事又は指導した時間の合計時間に1時間に満たない端数があるとき、又は当該合計時間が1時間に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を1時間に切り上げる。

(臨床等手当)

第21条の4 フルタイム職員又はパートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間以上となる者である医員(病院助教)が、臨床業務に従事又は医員(研修医)の指導をした場合は、従事又は指導した日1日につき、5,000円を臨床等手当として支給する。パートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間未満となる者である医員(病院助教)が、同様の業務に従事又は指導をした場合は、従事又は指導した1時間につき、645円を臨床等手当として支給する。

2 一給与期間の臨床等手当の額を算定する場合において、当該期間における前項後段に規定する従事又は指導した時間の合計時間に1時間に満たない端数があるとき、又は当該合計時間が1時間に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を1時間に切り上げる。

(育児休業中の給与)

第22条 国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則(以下「育児休業規則」という。)に規定する育児休業の適用を受けている職員(以下「育児休業職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 職員給与規則第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する期末手当支給対象となる育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定め

るこれに相当する期間を含む。)がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 職員給与規則第 42 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 職員が、育児休業規則第 19 条第 1 項に規定する部分休業の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条（日給者は第 9 条の 3、変形労働時間制適用者は第 9 条の 2）に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業中の給与）

第 23 条 国立大学法人高知大学介護休業等規則（この条において「介護休業規則」という。）

第 4 条に規定する介護休業の適用を受けている職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

2 職員給与規則第 39 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に在職する期末手当支給対象となる介護休業職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 職員給与規則第 42 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に在職する勤勉手当支給対象となる介護休業職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 職員が、介護休業規則第 19 条第 1 項に規定する部分休業の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条（日給者は第 9 条の 3、変形労働時間制適用者は第 9 条の 2）に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 削除

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日規則第 27 号）

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 109 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 116 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 28 日規則第 31 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 99 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 25 日規則第 44 号）

この規則は、平成 24 年 1 月 25 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 94 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日規則第 9 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、手術実施手当及び手術部看護手当については平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（フルタイム職員の日給額等の減額支給等）

第 2 条 この規則の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、フルタイム職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 日給額 日給額の支給に当たっては、日給額から、日給額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職種の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

職種	割合
事務補佐員、技術補佐員、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）	100 分の 4.77
医療補佐員（看護助手、薬剤助手、エックス線助手、検査助手、医療機器操作（運転）員、医療技術補助員）、技能補佐員	100 分の 4.77
臨時用務員	100 分の 4.77
教務補佐員	100 分の 4.77
研究員（研究機関研究員・開発支援研究員（ポスドク）以外の者）	100 分の 4.77
医療補佐員（薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士）	100 分の 4.77
学校薬剤師	100 分の 4.77
医療補佐員（准看護師）	100 分の 4.77
医療補佐員（看護師、助産師）	100 分の 4.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員 <助教相当>	100 分の 4.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員 <講師相当>	100 分の 7.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員 <准教授相当>	100 分の 7.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員 <教授相当>	100 分の 9.77

(2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

2 特例期間においては、非常勤職員給与規則第 9 条の 4 及び第 16 条から第 18 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、非常勤職員給与規則第 9 条の 3 の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、日給額を 1 日平均所定勤務時間で除して得た額（以下「勤務 1 時間当たりの給与減額分」という。）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（診療従事調整手当）

第 3 条 特例期間においては、次の各号に掲げる給与を支給する時に、それぞれ当該各号に定める額を診療従事調整手当として支給する。

(1) 日給額 日給額の支給に当たっては、日給額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職種の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額。ただし、事務補佐員（診療情報管理士）、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）については、月額 7,000 円を支給する。その場合において、非常勤職員給与規則第

9条の4、第9条の5、第22条及び第23条に該当するときは、それぞれ同条の規定を適用して得た額とする。

職種	割合
技能補佐員（医学部附属病院に所属する調理師に限る。）	100分の4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士）	100分の4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する准看護師）	100分の4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する看護師及び助産師）	100分の4.77

- (2) 期末手当 第3条第1項第1号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 勤勉手当 第3条第1項第1号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 超過勤務手当 第3条第1項第1号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則第16条に規定する給与1時間当たりの給与額を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額
- (5) 休日給 第3条第1項第1号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則第17条に規定する給与1時間当たりの給与額を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額
- (6) 夜勤手当 第3条第1項第1号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則第18条に規定する給与1時間当たりの給与額を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額
- 2 第3条第1項第1号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則 9条の4の規定を適用する場合は、第2条第2項は適用しない。

附 則（平成25年2月27日規則第84号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第103号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月25日規則第33号）

（施行日）

第1条 この規則は、平成25年7月25日から施行する。

(特例調整手当)

第2条 平成25年度に限り、特例措置として、平成25年7月1日に在職する非常勤職員のうち平成24年規則第9号第2条の規定の適用を受ける次に掲げる者以外の者に対し、平成25年8月の給与の支給日に特例調整手当を支給する。

- (1) 平成24年規則第9号第3条に定める診療従事調整手当を受けている職員
- (2) 停職者（就業規則第50条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
- (3) 育児休業職員（育児休業規則第3条に規定する育児休業の適用を受けている職員をいう。）
- (4) 介護休業職員（介護休業規則第4条に規定する介護休業の適用を受けている職員をいう。）

2 特例調整手当の額は、平成24年規則第9号第2条第1項第1号に定める当該職員に適用される支給減額率が100分の4.77である職員につき30,000円とする。

附 則（平成26年3月12日規則第78号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日規則第35号）

この規則は、平成27年1月1日から施行し、平成26年12月1日に在職する非常勤職員に対し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日規則第115号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第151号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第15条の10の規定については、平成27年1月1日から適用する。

附 則（平成28年2月24日規則第68号）

この規則は、平成28年2月24日から施行し、平成28年2月1日に在職する非常勤職員に対し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月20日規則第50号）

この規則は、平成29年1月20日から施行する。

附 則（平成29年1月20日規則第52号）

この規則は、平成29年1月20日から施行し、平成29年1月1日に在職する非常勤職員に対し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日に在職する非常勤職員に対し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日規則第 79 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号）

この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日に在職する非常勤職員に対し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 47 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 49 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 50 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 83 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 17 日規則第 7 号）

この規則は、令和 2 年 9 月 17 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 22 日規則第 21 号）

この規則は、令和 3 年 1 月 22 日から施行し、令和 2 年 9 月 1 日から適用する

附 則（令和 3 年 1 月 22 日規則第 22 号）（改正 令和 5 年 6 月 29 日規則第 20 号）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 この規則による改正後の国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則第 15 条の 14 に規定する新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当は、適用日から令和 5 年 5 月 7 日までの間の国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則第 24 条の 11 に規定する作業に従事した日について支給するものとする。

附 則（令和 3 年 9 月 21 日規則第 29 号）

この規則は、令和 3 年 9 月 21 日から施行し、令和 3 年 3 月 22 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日規則第 77 号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第83号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第84号）

この規則は、令和4年3月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月13日規則第19号）

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、教育学部附属幼稚園の教務補佐員及び保育補助員に対しては、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年9月29日規則第36号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月14日規則第63号）

この規則は、令和4年11月14日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年1月31日規則第73号）

この規則は、令和5年1月31日から施行し、令和5年1月31日に在職する非常勤職員に対し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日規則第122号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月29日規則第47号）

この規則は、令和6年1月29日から施行し、令和6年1月1日に在職する非常勤職員に対し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日規則第81号）

この規則は、令和6年3月26日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日規則第79号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第84号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第85号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月26日規則第14号）

この規則は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月13日規則第46号）

この規則は、令和6年12月13日から施行し、令和6年12月1日に在職する非常勤職員に対し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月25日規則第104号）

この規則は、令和7年3月25日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則（令和7年3月25日規則第94号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第100号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第102号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第105号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月13日規則第45号）

この規則は、令和7年11月13日から施行する。

別表1（第9条関係）

I. 適用職種：事務補佐員、技術補佐員、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー、医療相談員）

日給表 (円)			時間給表 (円)		
号数	日給	日給 (調整数1)	号数	時間給	時間給 (調整数1)
1	8,464	8,768	1	1,058	1,096
2	8,520	8,824	2	1,065	1,103
3	8,568	8,880	3	1,071	1,110
4	8,624	8,928	4	1,078	1,116
5	8,672	8,976	5	1,084	1,122
6	8,752	9,056	6	1,094	1,132
7	8,824	9,128	7	1,103	1,141
8	8,896	9,200	8	1,112	1,150
9	8,976	9,280	9	1,122	1,160
10	9,048	9,360	10	1,131	1,170
11	9,128	9,432	11	1,141	1,179
12	9,200	9,504	12	1,150	1,188
13	9,272	9,576	13	1,159	1,197
14	9,352	9,656	14	1,169	1,207
15	9,432	9,736	15	1,179	1,217
16	9,512	9,816	16	1,189	1,227
17	9,568	9,872	17	1,196	1,234
18	9,640	9,944	18	1,205	1,243
19	9,720	10,024	19	1,215	1,253
20	9,784	10,088	20	1,223	1,261
21	9,856	10,160	21	1,232	1,270
22	9,928	10,232	22	1,241	1,279
23	10,000	10,304	23	1,250	1,288
24	10,080	10,384	24	1,260	1,298
25	10,152	10,456	25	1,269	1,307
26	10,232	10,536	26	1,279	1,317
27	10,288	10,592	27	1,286	1,324
28	10,352	10,656	28	1,294	1,332
29	10,408	10,712	29	1,301	1,339
30	10,456	10,760	30	1,307	1,345
31	10,512	10,816	31	1,314	1,352
32	10,560	10,864	32	1,320	1,358
33	10,608	10,920	33	1,326	1,365

※（調整数1）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

II. 適用職種：医療補佐員（看護助手、薬剤助手、エックス線助手、検査助手、医療機器操作（運転）員、医療技術補助員）、技能補佐員

日給表 (円)					時間給表 (円)				
号数	日給	日給 (調整数1)	日給 (調整数2)	日給 (調整数3)	号数	時間給	時間給 (調整数1)	時間給 (調整数2)	時間給 (調整数3)
1	8,568	8,840	9,120	9,400	1	1,071	1,105	1,140	1,175
2	8,648	8,920	9,200	9,480	2	1,081	1,115	1,150	1,185
3	8,720	9,000	9,280	9,552	3	1,090	1,125	1,160	1,194
4	8,800	9,080	9,360	9,632	4	1,100	1,135	1,170	1,204

5	8,880	9,160	9,432	9,712
6	8,960	9,240	9,512	9,792
7	9,032	9,312	9,584	9,864
8	9,104	9,384	9,664	9,936
9	9,184	9,456	9,736	10,008
10	9,248	9,528	9,800	10,080
11	9,320	9,600	9,872	10,152
12	9,392	9,664	9,944	10,216
13	9,456	9,736	10,008	10,288
14	9,528	9,800	10,080	10,360
15	9,600	9,872	10,152	10,424
16	9,664	9,944	10,216	10,496
17	9,736	10,008	10,288	10,568
18	9,800	10,080	10,352	10,632
19	9,864	10,144	10,416	10,696
20	9,928	10,208	10,480	10,760
21	9,992	10,272	10,544	10,824
22	10,040	10,320	10,600	10,872
23	10,096	10,368	10,648	10,928
24	10,144	10,424	10,696	10,976
25	10,192	10,472	10,744	11,024
26	10,232	10,512	10,784	11,064
27	10,272	10,552	10,832	11,104
28	10,320	10,592	10,872	11,144
29	10,360	10,632	10,912	11,192
30	10,392	10,672	10,952	11,224
31	10,432	10,712	10,984	11,264
32	10,472	10,744	11,024	11,296
33	10,504	10,784	11,056	11,336
34	10,536	10,816	11,088	11,368
35	10,568	10,848	11,120	11,400
36	10,600	10,880	11,160	11,432
37	10,632	10,912	11,192	11,464
38	10,664	10,936	11,216	11,496
39	10,688	10,968	11,240	11,520
40	10,720	10,992	11,272	11,552
41	10,752	11,024	11,304	11,584
42	10,776	11,048	11,328	11,600
43	10,800	11,072	11,352	11,624
44	10,816	11,096	11,376	11,648
45	10,840	11,120	11,400	11,672
46	10,864	11,136	11,416	11,688
47	10,880	11,160	11,432	11,712
48	10,896	11,176	11,448	11,728
49	10,920	11,192	11,472	11,744
50	10,928	11,208	11,480	11,760
51	10,944	11,224	11,496	11,776
52	10,960	11,232	11,512	11,792
53	10,968	11,248	11,528	11,800
54	10,984	11,264	11,536	11,816
55	11,000	11,280	11,552	11,832
56	11,016	11,288	11,568	11,840
57	11,024	11,296	11,576	11,856
58	11,040	11,312	11,592	11,864
59	11,048	11,328	11,600	11,880

5	1,110	1,145	1,179	1,214
6	1,120	1,155	1,189	1,224
7	1,129	1,164	1,198	1,233
8	1,138	1,173	1,208	1,242
9	1,148	1,182	1,217	1,251
10	1,156	1,191	1,225	1,260
11	1,165	1,200	1,234	1,269
12	1,174	1,208	1,243	1,277
13	1,182	1,217	1,251	1,286
14	1,191	1,225	1,260	1,295
15	1,200	1,234	1,269	1,303
16	1,208	1,243	1,277	1,312
17	1,217	1,251	1,286	1,321
18	1,225	1,260	1,294	1,329
19	1,233	1,268	1,302	1,337
20	1,241	1,276	1,310	1,345
21	1,249	1,284	1,318	1,353
22	1,255	1,290	1,325	1,359
23	1,262	1,296	1,331	1,366
24	1,268	1,303	1,337	1,372
25	1,274	1,309	1,343	1,378
26	1,279	1,314	1,348	1,383
27	1,284	1,319	1,354	1,388
28	1,290	1,324	1,359	1,393
29	1,295	1,329	1,364	1,399
30	1,299	1,334	1,369	1,403
31	1,304	1,339	1,373	1,408
32	1,309	1,343	1,378	1,412
33	1,313	1,348	1,382	1,417
34	1,317	1,352	1,386	1,421
35	1,321	1,356	1,390	1,425
36	1,325	1,360	1,395	1,429
37	1,329	1,364	1,399	1,433
38	1,333	1,367	1,402	1,437
39	1,336	1,371	1,405	1,440
40	1,340	1,374	1,409	1,444
41	1,344	1,378	1,413	1,448
42	1,347	1,381	1,416	1,450
43	1,350	1,384	1,419	1,453
44	1,352	1,387	1,422	1,456
45	1,355	1,390	1,425	1,459
46	1,358	1,392	1,427	1,461
47	1,360	1,395	1,429	1,464
48	1,362	1,397	1,431	1,466
49	1,365	1,399	1,434	1,468
50	1,366	1,401	1,435	1,470
51	1,368	1,403	1,437	1,472
52	1,370	1,404	1,439	1,474
53	1,371	1,406	1,441	1,475
54	1,373	1,408	1,442	1,477
55	1,375	1,410	1,444	1,479
56	1,377	1,411	1,446	1,480
57	1,378	1,412	1,447	1,482
58	1,380	1,414	1,449	1,483
59	1,381	1,416	1,450	1,485

60	11,056	11,336	11,616	11,888
61	11,072	11,344	11,624	11,896
62	11,080	11,360	11,640	11,912
63	11,096	11,376	11,648	11,928
64	11,104	11,384	11,656	11,936
65	11,112	11,392	11,672	11,944
66	11,128	11,408	11,680	11,960
67	11,144	11,416	11,696	11,976
68	11,152	11,432	11,704	11,984
69	11,160	11,440	11,712	11,992

60	1,382	1,417	1,452	1,486
61	1,384	1,418	1,453	1,487
62	1,385	1,420	1,455	1,489
63	1,387	1,422	1,456	1,491
64	1,388	1,423	1,457	1,492
65	1,389	1,424	1,459	1,493
66	1,391	1,426	1,460	1,495
67	1,393	1,427	1,462	1,497
68	1,394	1,429	1,463	1,498
69	1,395	1,430	1,464	1,499

※（調整数1）、（調整数2）又は（調整数3）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1、2又は3を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

### Ⅲ. 適用職種：臨時用務員

日給表  
(円)

号数	日給
1	8,568
2	8,648
3	8,720
4	8,800
5	8,880
6	8,960
7	9,032
8	9,104
9	9,184
10	9,248
11	9,320
12	9,392
13	9,456
14	9,528
15	9,600
16	9,664
17	9,736
18	9,800
19	9,864
20	9,928
21	9,992
22	10,040
23	10,096
24	10,144
25	10,192
26	10,232
27	10,272
28	10,320
29	10,360
30	10,392
31	10,432
32	10,472
33	10,504
34	10,536
35	10,568
36	10,600

時間給表  
(円)

号数	時間給
1	1,071
2	1,081
3	1,090
4	1,100
5	1,110
6	1,120
7	1,129
8	1,138
9	1,148
10	1,156
11	1,165
12	1,174
13	1,182
14	1,191
15	1,200
16	1,208
17	1,217
18	1,225
19	1,233
20	1,241
21	1,249
22	1,255
23	1,262
24	1,268
25	1,274
26	1,279
27	1,284
28	1,290
29	1,295
30	1,299
31	1,304
32	1,309
33	1,313
34	1,317
35	1,321
36	1,325

37	10,632
38	10,664
39	10,688
40	10,720
41	10,752
42	10,776
43	10,800
44	10,816
45	10,840
46	10,864
47	10,880
48	10,896
49	10,920
50	10,928
51	10,944
52	10,960
53	10,968
54	10,984
55	11,000
56	11,016
57	11,024

37	1,329
38	1,333
39	1,336
40	1,340
41	1,344
42	1,347
43	1,350
44	1,352
45	1,355
46	1,358
47	1,360
48	1,362
49	1,365
50	1,366
51	1,368
52	1,370
53	1,371
54	1,373
55	1,375
56	1,377
57	1,378

IV. 適用職種：教務補佐員

日給表  
(円)

号数	日給
1	10,048
2	10,160
3	10,272
4	10,384
5	10,496
6	10,608
7	10,720
8	10,832
9	10,944
10	11,024
11	11,112
12	11,192
13	11,272
14	11,344
15	11,416
16	11,488
17	11,560
18	11,624
19	11,680
20	11,744
21	11,808
22	11,880
23	11,944
24	12,016
25	12,080
26	12,160
27	12,240

時間給表  
(円)

号数	時間給
1	1,256
2	1,270
3	1,284
4	1,298
5	1,312
6	1,326
7	1,340
8	1,354
9	1,368
10	1,378
11	1,389
12	1,399
13	1,409
14	1,418
15	1,427
16	1,436
17	1,445
18	1,453
19	1,460
20	1,468
21	1,476
22	1,485
23	1,493
24	1,502
25	1,510
26	1,520
27	1,530

28	12,320
29	12,392
30	12,480
31	12,568
32	12,656
33	12,736
34	12,792
35	12,848
36	12,904
37	12,944
38	12,992
39	13,040
40	13,088
41	13,128
42	13,184
43	13,232
44	13,272
45	13,320
46	13,360
47	13,408
48	13,448
49	13,488
50	13,512
51	13,536
52	13,560
53	13,576
54	13,600
55	13,608
56	13,632
57	13,648

28	1,540
29	1,549
30	1,560
31	1,571
32	1,582
33	1,592
34	1,599
35	1,606
36	1,613
37	1,618
38	1,624
39	1,630
40	1,636
41	1,641
42	1,648
43	1,654
44	1,659
45	1,665
46	1,670
47	1,676
48	1,681
49	1,686
50	1,689
51	1,692
52	1,695
53	1,697
54	1,700
55	1,701
56	1,704
57	1,706

V. 適用職種：研究員（研究機関研究員・開発支援研究員（ポスドク）以外の者）

日給表

(円)

号数	日給	日給（調整数1）	日給（調整数2）
1	12,064	12,600	13,144
2	12,160	12,712	13,256
3	12,256	12,808	13,360
4	12,344	12,904	13,456
5	12,432	12,992	13,552
6	12,496	13,064	13,624
7	12,568	13,136	13,696
8	12,640	13,208	13,776
9	12,720	13,208	13,688
10	12,816	13,296	13,784
11	12,904	13,392	13,872
12	13,000	13,480	13,968
13	13,088	13,576	14,056
14	13,192	13,680	14,160
15	13,288	13,776	14,256
16	13,384	13,872	14,352
17	13,472	13,960	14,440
18	13,600	14,080	14,568
19	13,720	14,208	14,688

時間給表

(円)

号数	時間給	時間給（調整数1）	時間給（調整数2）
1	1,508	1,575	1,643
2	1,520	1,589	1,657
3	1,532	1,601	1,670
4	1,543	1,613	1,682
5	1,554	1,624	1,694
6	1,562	1,633	1,703
7	1,571	1,642	1,712
8	1,580	1,651	1,722
9	1,590	1,651	1,711
10	1,602	1,662	1,723
11	1,613	1,674	1,734
12	1,625	1,685	1,746
13	1,636	1,697	1,757
14	1,649	1,710	1,770
15	1,661	1,722	1,782
16	1,673	1,734	1,794
17	1,684	1,745	1,805
18	1,700	1,760	1,821
19	1,715	1,776	1,836

20	13,840	14,328	14,808
21	13,960	14,448	14,928
22	14,072	14,560	15,040
23	14,184	14,672	15,152
24	14,288	14,768	15,256
25	14,384	14,872	15,360
26	14,480	14,960	15,448
27	14,568	15,056	15,544
28	14,664	15,152	15,632
29	14,760	15,240	15,728
30	14,840	15,328	15,816
31	14,928	15,416	15,904
32	15,016	15,504	15,992
33	15,104	15,584	16,072
34	15,192	15,672	16,160
35	15,280	15,760	16,248
36	15,368	15,848	16,336
37	15,440	15,928	16,416
38	15,496	15,984	16,472
39	15,552	16,032	16,520
40	15,600	16,088	16,568
41	15,632	16,112	16,600
42	15,648	16,128	16,616
43	15,664	16,152	16,632
44	15,680	16,168	16,656
45	15,712	16,200	16,680
46	15,736	16,216	16,704
47	15,760	16,240	16,728
48	15,776	16,264	16,744
49	15,792	16,280	16,760
50	15,816	16,296	16,784
51	15,832	16,320	16,800
52	15,848	16,336	16,816
53	15,872	16,352	16,840
54	15,888	16,368	16,856
55	15,904	16,392	16,872
56	15,920	16,408	16,896
57	15,944	16,424	16,912

20	1,730	1,791	1,851
21	1,745	1,806	1,866
22	1,759	1,820	1,880
23	1,773	1,834	1,894
24	1,786	1,846	1,907
25	1,798	1,859	1,920
26	1,810	1,870	1,931
27	1,821	1,882	1,943
28	1,833	1,894	1,954
29	1,845	1,905	1,966
30	1,855	1,916	1,977
31	1,866	1,927	1,988
32	1,877	1,938	1,999
33	1,888	1,948	2,009
34	1,899	1,959	2,020
35	1,910	1,970	2,031
36	1,921	1,981	2,042
37	1,930	1,991	2,052
38	1,937	1,998	2,059
39	1,944	2,004	2,065
40	1,950	2,011	2,071
41	1,954	2,014	2,075
42	1,956	2,016	2,077
43	1,958	2,019	2,079
44	1,960	2,021	2,082
45	1,964	2,025	2,085
46	1,967	2,027	2,088
47	1,970	2,030	2,091
48	1,972	2,033	2,093
49	1,974	2,035	2,095
50	1,977	2,037	2,098
51	1,979	2,040	2,100
52	1,981	2,042	2,102
53	1,984	2,044	2,105
54	1,986	2,046	2,107
55	1,988	2,049	2,109
56	1,990	2,051	2,112
57	1,993	2,053	2,114

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

VI. 適用職種：医療補佐員（薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師、臨床心理士、認定遺伝カウンセラー）。ただし、医学部附属病院所属でない医療補佐員（医学部・病院事務部医事課に所属する医療補佐員を除く。）は37号数を上限とする。

日給表 (円)

号数	日給	日給（調整数1）	日給（調整数2）
1	8,704	8,984	9,272
2	8,800	9,080	9,368
3	8,896	9,184	9,464
4	8,992	9,280	9,560

時間給表 (円)

号数	時間給	時間給（調整数1）	時間給（調整数2）
1	1,088	1,123	1,159
2	1,100	1,135	1,171
3	1,112	1,148	1,183
4	1,124	1,160	1,195

5	9,080	9,368	9,656
6	9,176	9,464	9,752
7	9,272	9,552	9,840
8	9,352	9,640	9,920
9	9,432	9,720	10,008
10	9,520	9,808	10,096
11	9,608	9,896	10,184
12	9,704	9,992	10,280
13	9,784	10,072	10,360
14	9,880	10,160	10,448
15	9,976	10,264	10,552
16	10,080	10,360	10,648
17	10,176	10,456	10,744
18	10,224	10,512	10,800
19	10,272	10,560	10,848
20	10,328	10,608	10,896
21	10,488	10,864	11,232
22	10,552	10,920	11,288
23	10,608	10,984	11,352
24	10,672	11,040	11,408
25	10,728	11,096	11,464
26	10,776	11,144	11,520
27	10,824	11,192	11,560
28	10,872	11,240	11,608
29	10,920	11,288	11,656
30	10,976	11,344	11,712
31	11,040	11,408	11,776
32	11,096	11,464	11,832
33	11,160	11,528	11,896
34	11,216	11,584	11,952
35	11,280	11,648	12,016
36	11,328	11,704	12,072
37	11,384	11,760	12,128
38	11,440	11,808	12,184
39	11,496	11,864	12,240
40	11,552	11,920	12,288
41	11,600	11,976	12,344
42	11,648	12,016	12,384
43	11,680	12,048	12,424
44	11,720	12,088	12,456
45	11,760	12,128	12,496
46	11,792	12,160	12,528
47	11,832	12,200	12,568
48	11,864	12,240	12,608
49	11,904	12,272	12,640
50	11,944	12,312	12,680
51	11,976	12,344	12,720
52	12,016	12,384	12,752
53	12,048	12,424	12,792
54	12,088	12,456	12,824
55	12,120	12,488	12,856
56	12,160	12,528	12,896
57	12,200	12,568	12,936
58	12,240	12,608	12,976
59	12,272	12,640	13,008

5	1,135	1,171	1,207
6	1,147	1,183	1,219
7	1,159	1,194	1,230
8	1,169	1,205	1,240
9	1,179	1,215	1,251
10	1,190	1,226	1,262
11	1,201	1,237	1,273
12	1,213	1,249	1,285
13	1,223	1,259	1,295
14	1,235	1,270	1,306
15	1,247	1,283	1,319
16	1,260	1,295	1,331
17	1,272	1,307	1,343
18	1,278	1,314	1,350
19	1,284	1,320	1,356
20	1,291	1,326	1,362
21	1,311	1,358	1,404
22	1,319	1,365	1,411
23	1,326	1,373	1,419
24	1,334	1,380	1,426
25	1,341	1,387	1,433
26	1,347	1,393	1,440
27	1,353	1,399	1,445
28	1,359	1,405	1,451
29	1,365	1,411	1,457
30	1,372	1,418	1,464
31	1,380	1,426	1,472
32	1,387	1,433	1,479
33	1,395	1,441	1,487
34	1,402	1,448	1,494
35	1,410	1,456	1,502
36	1,416	1,463	1,509
37	1,423	1,470	1,516
38	1,430	1,476	1,523
39	1,437	1,483	1,530
40	1,444	1,490	1,536
41	1,450	1,497	1,543
42	1,456	1,502	1,548
43	1,460	1,506	1,553
44	1,465	1,511	1,557
45	1,470	1,516	1,562
46	1,474	1,520	1,566
47	1,479	1,525	1,571
48	1,483	1,530	1,576
49	1,488	1,534	1,580
50	1,493	1,539	1,585
51	1,497	1,543	1,590
52	1,502	1,548	1,594
53	1,506	1,553	1,599
54	1,511	1,557	1,603
55	1,515	1,561	1,607
56	1,520	1,566	1,612
57	1,525	1,571	1,617
58	1,530	1,576	1,622
59	1,534	1,580	1,626

60	12,312	12,680	13,048
61	12,344	12,720	13,088
62	12,384	12,752	13,120
63	12,424	12,792	13,160
64	12,456	12,824	13,200
65	12,488	12,856	13,232
66	12,528	12,896	13,264
67	12,560	12,936	13,304
68	12,600	12,968	13,336
69	12,632	13,000	13,368

60	1,539	1,585	1,631
61	1,543	1,590	1,636
62	1,548	1,594	1,640
63	1,553	1,599	1,645
64	1,557	1,603	1,650
65	1,561	1,607	1,654
66	1,566	1,612	1,658
67	1,570	1,617	1,663
68	1,575	1,621	1,667
69	1,579	1,625	1,671

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

## VII. 適用職種：学校薬剤師

日給表  
(円)

号数	日給
1	10,488
2	10,552
3	10,608
4	10,672
5	10,728
6	10,776
7	10,824
8	10,872
9	10,920
10	10,976
11	11,040
12	11,096
13	11,160
14	11,216
15	11,280
16	11,328
17	12,136
18	12,168
19	12,208
20	12,248
21	12,280
22	12,320
23	12,360
24	12,392
25	12,432
26	12,464
27	12,504
28	12,544
29	12,576
30	12,616
31	12,648
32	12,688
33	12,728
34	12,760
35	12,800
36	12,840

時間給表  
(円)

号数	時間給
1	1,311
2	1,319
3	1,326
4	1,334
5	1,341
6	1,347
7	1,353
8	1,359
9	1,365
10	1,372
11	1,380
12	1,387
13	1,395
14	1,402
15	1,410
16	1,416
17	1,517
18	1,521
19	1,526
20	1,531
21	1,535
22	1,540
23	1,545
24	1,549
25	1,554
26	1,558
27	1,563
28	1,568
29	1,572
30	1,577
31	1,581
32	1,586
33	1,591
34	1,595
35	1,600
36	1,605

37	12,872
38	12,912
39	12,960
40	12,992
41	13,032
42	13,072
43	13,112
44	13,152
45	13,184

37	1,609
38	1,614
39	1,620
40	1,624
41	1,629
42	1,634
43	1,639
44	1,644
45	1,648

VIII. 適用職種：医療補佐員（准看護師）

日給表 (円)

号数	日給	日給（調整数1）	日給（調整数2）
1	9,584	10,016	10,448
2	9,672	10,104	10,544
3	9,752	10,192	10,632
4	9,832	10,272	10,720
5	9,912	10,352	10,800
6	10,000	10,448	10,896
7	10,080	10,536	10,992
8	10,160	10,536	10,904
9	10,240	10,608	10,984
10	10,328	10,704	11,080
11	10,416	10,792	11,168
12	10,504	10,880	11,256
13	10,592	10,968	11,344
14	10,688	11,056	11,432
15	10,776	11,152	11,528
16	10,872	11,240	11,616
17	10,960	11,336	11,712
18	11,056	11,432	11,800
19	11,152	11,528	11,896
20	11,240	11,616	11,992
21	11,328	11,704	12,080
22	11,384	11,760	12,136
23	11,440	11,816	12,192
24	11,496	11,864	12,240
25	11,544	11,920	12,288
26	11,584	11,960	12,336
27	11,624	12,000	12,376
28	11,672	12,040	12,416
29	11,704	12,080	12,456
30	11,744	12,120	12,488
31	11,776	12,152	12,520
32	11,808	12,184	12,552
33	11,840	12,216	12,592
34	11,880	12,256	12,632
35	11,920	12,288	12,664
36	11,952	12,320	12,696
37	11,984	12,360	12,728
38	12,024	12,400	12,768
39	12,064	12,440	12,816

時間給表 (円)

号数	時間給	時間給（調整数1）	時間給（調整数2）
1	1,198	1,252	1,306
2	1,209	1,263	1,318
3	1,219	1,274	1,329
4	1,229	1,284	1,340
5	1,239	1,294	1,350
6	1,250	1,306	1,362
7	1,260	1,317	1,374
8	1,270	1,317	1,363
9	1,280	1,326	1,373
10	1,291	1,338	1,385
11	1,302	1,349	1,396
12	1,313	1,360	1,407
13	1,324	1,371	1,418
14	1,336	1,382	1,429
15	1,347	1,394	1,441
16	1,359	1,405	1,452
17	1,370	1,417	1,464
18	1,382	1,429	1,475
19	1,394	1,441	1,487
20	1,405	1,452	1,499
21	1,416	1,463	1,510
22	1,423	1,470	1,517
23	1,430	1,477	1,524
24	1,437	1,483	1,530
25	1,443	1,490	1,536
26	1,448	1,495	1,542
27	1,453	1,500	1,547
28	1,459	1,505	1,552
29	1,463	1,510	1,557
30	1,468	1,515	1,561
31	1,472	1,519	1,565
32	1,476	1,523	1,569
33	1,480	1,527	1,574
34	1,485	1,532	1,579
35	1,490	1,536	1,583
36	1,494	1,540	1,587
37	1,498	1,545	1,591
38	1,503	1,550	1,596
39	1,508	1,555	1,602

40	12,104	12,480	12,848
41	12,136	12,512	12,888
42	12,184	12,552	12,928
43	12,216	12,592	12,968
44	12,256	12,632	13,000
45	12,288	12,664	13,040
46	12,320	12,696	13,072
47	12,360	12,728	13,104
48	12,384	12,760	13,128
49	12,408	12,784	13,160
50	12,432	12,808	13,184
51	12,456	12,832	13,208
52	12,480	12,848	13,224
53	12,496	12,872	13,240

40	1,513	1,560	1,606
41	1,517	1,564	1,611
42	1,523	1,569	1,616
43	1,527	1,574	1,621
44	1,532	1,579	1,625
45	1,536	1,583	1,630
46	1,540	1,587	1,634
47	1,545	1,591	1,638
48	1,548	1,595	1,641
49	1,551	1,598	1,645
50	1,554	1,601	1,648
51	1,557	1,604	1,651
52	1,560	1,606	1,653
53	1,562	1,609	1,655

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

IX. 適用職種：医療補佐員（看護師、助産師、医療的ケア看護職員）。ただし、医学部附属病院に所属していない医療補佐員は25号数を上限とする。

号数	日給	日給 (調整数1)	日給 (調整数2)
1	11,104	11,600	12,104
2	11,200	11,704	12,208
3	11,304	11,816	12,320
4	11,408	11,920	12,432
5	11,504	12,024	12,544
6	11,552	12,072	12,592
7	11,592	12,032	12,464
8	11,640	12,072	12,504
9	11,680	12,112	12,544
10	11,736	12,168	12,600
11	11,784	12,216	12,648
12	11,824	12,256	12,696
13	11,864	12,296	12,728
14	11,896	12,328	12,760
15	11,928	12,360	12,792
16	11,968	12,400	12,840
17	12,016	12,456	12,888
18	12,072	12,504	12,936
19	12,120	12,552	12,992
20	12,168	12,608	13,040
21	12,224	12,656	13,088
22	12,272	12,704	13,144
23	12,320	12,760	13,192
24	12,376	12,808	13,240
25	12,424	12,856	13,288
26	12,472	12,904	13,336
27	12,520	12,960	13,392
28	12,568	13,000	13,440
29	12,616	13,048	13,480
30	12,648	13,080	13,512
31	12,680	13,112	13,544

号数	時間給	時間給 (調整数1)	時間給 (調整数2)
1	1,388	1,450	1,513
2	1,400	1,463	1,526
3	1,413	1,477	1,540
4	1,426	1,490	1,554
5	1,438	1,503	1,568
6	1,444	1,509	1,574
7	1,449	1,504	1,558
8	1,455	1,509	1,563
9	1,460	1,514	1,568
10	1,467	1,521	1,575
11	1,473	1,527	1,581
12	1,478	1,532	1,587
13	1,483	1,537	1,591
14	1,487	1,541	1,595
15	1,491	1,545	1,599
16	1,496	1,550	1,605
17	1,502	1,557	1,611
18	1,509	1,563	1,617
19	1,515	1,569	1,624
20	1,521	1,576	1,630
21	1,528	1,582	1,636
22	1,534	1,588	1,643
23	1,540	1,595	1,649
24	1,547	1,601	1,655
25	1,553	1,607	1,661
26	1,559	1,613	1,667
27	1,565	1,620	1,674
28	1,571	1,625	1,680
29	1,577	1,631	1,685
30	1,581	1,635	1,689
31	1,585	1,639	1,693

32	12,712	13,144	13,576
33	12,744	13,176	13,608
34	12,768	13,208	13,640
35	12,792	13,232	13,664
36	12,816	13,248	13,688
37	12,840	13,272	13,712
38	12,872	13,304	13,736
39	12,888	13,328	13,760
40	12,912	13,352	13,784
41	12,936	13,368	13,800
42	12,960	13,392	13,824
43	12,976	13,416	13,848
44	13,000	13,440	13,872
45	13,024	13,456	13,896
46	13,048	13,480	13,920
47	13,072	13,504	13,936
48	13,096	13,528	13,960
49	13,120	13,552	13,984
50	13,144	13,576	14,008
51	13,160	13,600	14,032
52	13,184	13,624	14,056
53	13,208	13,640	14,080
54	13,232	13,664	14,104
55	13,256	13,688	14,120
56	13,280	13,712	14,144
57	13,304	13,736	14,168
58	13,336	13,776	14,208
59	13,376	13,808	14,240
60	13,408	13,840	14,280
61	13,440	13,872	14,312
62	13,480	13,920	14,352
63	13,520	13,960	14,392
64	13,560	13,992	14,432
65	13,600	14,032	14,464

32	1,589	1,643	1,697
33	1,593	1,647	1,701
34	1,596	1,651	1,705
35	1,599	1,654	1,708
36	1,602	1,656	1,711
37	1,605	1,659	1,714
38	1,609	1,663	1,717
39	1,611	1,666	1,720
40	1,614	1,669	1,723
41	1,617	1,671	1,725
42	1,620	1,674	1,728
43	1,622	1,677	1,731
44	1,625	1,680	1,734
45	1,628	1,682	1,737
46	1,631	1,685	1,740
47	1,634	1,688	1,742
48	1,637	1,691	1,745
49	1,640	1,694	1,748
50	1,643	1,697	1,751
51	1,645	1,700	1,754
52	1,648	1,703	1,757
53	1,651	1,705	1,760
54	1,654	1,708	1,763
55	1,657	1,711	1,765
56	1,660	1,714	1,768
57	1,663	1,717	1,771
58	1,667	1,722	1,776
59	1,672	1,726	1,780
60	1,676	1,730	1,785
61	1,680	1,734	1,789
62	1,685	1,740	1,794
63	1,690	1,745	1,799
64	1,695	1,749	1,804
65	1,700	1,754	1,808

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X-i. 適用職種：寄附講座教員、寄附研究部門教員 <助教相当>

日給表

(円)

号数	日給	日給(調整数1)	日給(調整数2)
1	12,064	12,600	13,144
2	12,160	12,712	13,256
3	12,256	12,808	13,360
4	12,344	12,904	13,456
5	12,432	12,992	13,552
6	12,496	13,064	13,624
7	12,568	13,136	13,696
8	12,640	13,208	13,776
9	12,720	13,208	13,688
10	12,816	13,296	13,784
11	12,904	13,392	13,872
12	13,000	13,480	13,968

時間給表

(円)

号数	時間給	時間給(調整数1)	時間給(調整数2)
1	1,508	1,575	1,643
2	1,520	1,589	1,657
3	1,532	1,601	1,670
4	1,543	1,613	1,682
5	1,554	1,624	1,694
6	1,562	1,633	1,703
7	1,571	1,642	1,712
8	1,580	1,651	1,722
9	1,590	1,651	1,711
10	1,602	1,662	1,723
11	1,613	1,674	1,734
12	1,625	1,685	1,746

13	13,088	13,576	14,056
14	13,192	13,680	14,160
15	13,288	13,776	14,256
16	13,384	13,872	14,352
17	13,472	13,960	14,440
18	13,600	14,080	14,568
19	13,720	14,208	14,688
20	13,840	14,328	14,808
21	13,960	14,448	14,928
22	14,072	14,560	15,040
23	14,184	14,672	15,152
24	14,288	14,768	15,256
25	14,384	14,872	15,360
26	14,480	14,960	15,448
27	14,568	15,056	15,544
28	14,664	15,152	15,632
29	14,760	15,240	15,728
30	14,840	15,328	15,816
31	14,928	15,416	15,904
32	15,016	15,504	15,992
33	15,104	15,584	16,072
34	15,192	15,672	16,160
35	15,280	15,760	16,248
36	15,368	15,848	16,336
37	15,440	15,928	16,416
38	15,496	15,984	16,472
39	15,552	16,032	16,520
40	15,600	16,088	16,568
41	15,632	16,112	16,600
42	15,648	16,128	16,616
43	15,664	16,152	16,632
44	15,680	16,168	16,656
45	15,712	16,200	16,680
46	15,736	16,216	16,704
47	15,760	16,240	16,728
48	15,776	16,264	16,744
49	15,792	16,280	16,760
50	15,816	16,296	16,784
51	15,832	16,320	16,800
52	15,848	16,336	16,816
53	15,872	16,352	16,840
54	15,888	16,368	16,856
55	15,904	16,392	16,872
56	15,920	16,408	16,896
57	15,944	16,424	16,912
58	15,960	16,448	16,928
59	15,976	16,464	16,952
60	16,000	16,480	16,968
61	16,016	16,504	16,984
62	16,032	16,520	17,000
63	16,056	16,536	17,024
64	16,072	16,560	17,040
65	16,088	16,576	17,056

13	1,636	1,697	1,757
14	1,649	1,710	1,770
15	1,661	1,722	1,782
16	1,673	1,734	1,794
17	1,684	1,745	1,805
18	1,700	1,760	1,821
19	1,715	1,776	1,836
20	1,730	1,791	1,851
21	1,745	1,806	1,866
22	1,759	1,820	1,880
23	1,773	1,834	1,894
24	1,786	1,846	1,907
25	1,798	1,859	1,920
26	1,810	1,870	1,931
27	1,821	1,882	1,943
28	1,833	1,894	1,954
29	1,845	1,905	1,966
30	1,855	1,916	1,977
31	1,866	1,927	1,988
32	1,877	1,938	1,999
33	1,888	1,948	2,009
34	1,899	1,959	2,020
35	1,910	1,970	2,031
36	1,921	1,981	2,042
37	1,930	1,991	2,052
38	1,937	1,998	2,059
39	1,944	2,004	2,065
40	1,950	2,011	2,071
41	1,954	2,014	2,075
42	1,956	2,016	2,077
43	1,958	2,019	2,079
44	1,960	2,021	2,082
45	1,964	2,025	2,085
46	1,967	2,027	2,088
47	1,970	2,030	2,091
48	1,972	2,033	2,093
49	1,974	2,035	2,095
50	1,977	2,037	2,098
51	1,979	2,040	2,100
52	1,981	2,042	2,102
53	1,984	2,044	2,105
54	1,986	2,046	2,107
55	1,988	2,049	2,109
56	1,990	2,051	2,112
57	1,993	2,053	2,114
58	1,995	2,056	2,116
59	1,997	2,058	2,119
60	2,000	2,060	2,121
61	2,002	2,063	2,123
62	2,004	2,065	2,125
63	2,007	2,067	2,128
64	2,009	2,070	2,130
65	2,011	2,072	2,132

66	16,112	16,592	17,080
67	16,128	16,608	17,096
68	16,144	16,632	17,112
69	16,160	16,648	17,136
70	16,184	16,672	17,160
71	16,208	16,688	17,176
72	16,224	16,712	17,192
73	16,240	16,720	17,208
74	16,264	16,744	17,232
75	16,280	16,760	17,248
76	16,296	16,784	17,264
77	16,320	16,800	17,288
78	16,336	16,824	17,312
79	16,360	16,848	17,328
80	16,384	16,872	17,352
81	16,408	16,896	17,376
82	16,440	16,928	17,408
83	16,472	16,960	17,440
84	16,504	16,992	17,472
85	16,536	17,016	17,504
86	16,560	17,048	17,528
87	16,592	17,072	17,560
88	16,616	17,104	17,584
89	16,640	17,120	17,608
90	16,656	17,144	17,624
91	16,680	17,160	17,648
92	16,696	17,176	17,664
93	16,712	17,200	17,680
94	16,728	17,216	17,704
95	16,752	17,240	17,720
96	16,776	17,256	17,744
97	16,800	17,288	17,768
98	16,824	17,312	17,792
99	16,840	17,328	17,808
100	16,864	17,352	17,832
101	16,880	17,368	17,856
102	16,904	17,392	17,880
103	16,920	17,408	17,888
104	16,936	17,424	17,912
105	16,960	17,448	17,928
106	16,984	17,464	17,952
107	17,000	17,488	17,976
108	17,024	17,512	18,000
109	17,048	17,528	18,016
110	17,072	17,552	18,040
111	17,088	17,568	18,056
112	17,104	17,592	18,072
113	17,120	17,608	18,096
114	17,144	17,624	18,112
115	17,160	17,648	18,128
116	17,176	17,664	18,152
117	17,200	17,680	18,168
118	17,216	17,704	18,184

66	2,014	2,074	2,135
67	2,016	2,076	2,137
68	2,018	2,079	2,139
69	2,020	2,081	2,142
70	2,023	2,084	2,145
71	2,026	2,086	2,147
72	2,028	2,089	2,149
73	2,030	2,090	2,151
74	2,033	2,093	2,154
75	2,035	2,095	2,156
76	2,037	2,098	2,158
77	2,040	2,100	2,161
78	2,042	2,103	2,164
79	2,045	2,106	2,166
80	2,048	2,109	2,169
81	2,051	2,112	2,172
82	2,055	2,116	2,176
83	2,059	2,120	2,180
84	2,063	2,124	2,184
85	2,067	2,127	2,188
86	2,070	2,131	2,191
87	2,074	2,134	2,195
88	2,077	2,138	2,198
89	2,080	2,140	2,201
90	2,082	2,143	2,203
91	2,085	2,145	2,206
92	2,087	2,147	2,208
93	2,089	2,150	2,210
94	2,091	2,152	2,213
95	2,094	2,155	2,215
96	2,097	2,157	2,218
97	2,100	2,161	2,221
98	2,103	2,164	2,224
99	2,105	2,166	2,226
100	2,108	2,169	2,229
101	2,110	2,171	2,232
102	2,113	2,174	2,235
103	2,115	2,176	2,236
104	2,117	2,178	2,239
105	2,120	2,181	2,241
106	2,123	2,183	2,244
107	2,125	2,186	2,247
108	2,128	2,189	2,250
109	2,131	2,191	2,252
110	2,134	2,194	2,255
111	2,136	2,196	2,257
112	2,138	2,199	2,259
113	2,140	2,201	2,262
114	2,143	2,203	2,264
115	2,145	2,206	2,266
116	2,147	2,208	2,269
117	2,150	2,210	2,271
118	2,152	2,213	2,273

119	17,232	17,720	18,200
120	17,256	17,736	18,224
121	17,264	17,752	18,240
122	17,288	17,768	18,256
123	17,312	17,792	18,280
124	17,320	17,808	18,288
125	17,344	17,824	18,312
126	17,360	17,848	18,336
127	17,384	17,872	18,360
128	17,408	17,888	18,376
129	17,424	17,912	18,392
130	17,448	17,928	18,416
131	17,472	17,952	18,440
132	17,496	17,976	18,464
133	17,520	18,000	18,488
134	17,536	18,024	18,512
135	17,560	18,048	18,528
136	17,584	18,072	18,552
137	17,608	18,096	18,576
138	17,632	18,120	18,600
139	17,656	18,136	18,624
140	17,680	18,160	18,648
141	17,704	18,184	18,672

119	2,154	2,215	2,275
120	2,157	2,217	2,278
121	2,158	2,219	2,280
122	2,161	2,221	2,282
123	2,164	2,224	2,285
124	2,165	2,226	2,286
125	2,168	2,228	2,289
126	2,170	2,231	2,292
127	2,173	2,234	2,295
128	2,176	2,236	2,297
129	2,178	2,239	2,299
130	2,181	2,241	2,302
131	2,184	2,244	2,305
132	2,187	2,247	2,308
133	2,190	2,250	2,311
134	2,192	2,253	2,314
135	2,195	2,256	2,316
136	2,198	2,259	2,319
137	2,201	2,262	2,322
138	2,204	2,265	2,325
139	2,207	2,267	2,328
140	2,210	2,270	2,331
141	2,213	2,273	2,334

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X-ii. 適用職種：寄附講座教員、寄附研究部門教員 <講師相当>

日給表 (円)

号数	日給	日給(調整数1)	日給(調整数2)
1	15,704	16,248	16,800
2	15,776	16,328	16,872
3	15,848	16,400	16,952
4	15,920	16,472	17,016
5	15,992	16,536	17,088
6	16,064	16,608	17,160
7	16,136	16,688	17,232
8	16,208	16,760	17,312
9	16,272	16,824	17,376
10	16,368	16,920	17,464
11	16,456	17,008	17,560
12	16,552	17,104	17,648
13	16,632	17,184	17,736
14	16,712	17,256	17,808
15	16,784	17,328	17,880
16	16,856	17,408	17,952
17	16,920	17,464	18,016
18	16,984	17,536	18,080
19	17,048	17,600	18,152
20	17,112	17,656	18,208
21	17,168	17,720	18,272
22	17,224	17,776	18,320
23	17,280	17,832	18,376

時間給表 (円)

号数	時間給	時間給(調整数1)	時間給(調整数2)
1	1,963	2,031	2,100
2	1,972	2,041	2,109
3	1,981	2,050	2,119
4	1,990	2,059	2,127
5	1,999	2,067	2,136
6	2,008	2,076	2,145
7	2,017	2,086	2,154
8	2,026	2,095	2,164
9	2,034	2,103	2,172
10	2,046	2,115	2,183
11	2,057	2,126	2,195
12	2,069	2,138	2,206
13	2,079	2,148	2,217
14	2,089	2,157	2,226
15	2,098	2,166	2,235
16	2,107	2,176	2,244
17	2,115	2,183	2,252
18	2,123	2,192	2,260
19	2,131	2,200	2,269
20	2,139	2,207	2,276
21	2,146	2,215	2,284
22	2,153	2,222	2,290
23	2,160	2,229	2,297

24	17,328	17,880	18,432
25	17,384	17,928	18,480
26	17,448	18,000	18,544
27	17,504	18,056	18,608
28	17,568	18,120	18,664
29	17,624	18,176	18,728
30	17,688	18,240	18,784
31	17,744	18,296	18,848
32	17,808	18,360	18,904
33	17,864	18,416	18,968
34	17,920	18,472	19,024
35	17,976	18,528	19,080
36	18,032	18,576	19,128
37	18,080	18,632	19,176
38	18,136	18,680	19,232
39	18,184	18,736	19,280
40	18,240	18,784	19,336
41	18,288	18,840	19,384
42	18,344	18,888	19,440
43	18,400	18,944	19,496
44	18,448	19,000	19,544
45	18,496	19,040	19,592
46	18,544	19,088	19,640
47	18,584	19,136	19,688
48	18,632	19,176	19,728
49	18,680	19,232	19,784
50	18,752	19,296	19,848
51	18,816	19,360	19,912
52	18,880	19,424	19,976
53	18,912	19,464	20,016
54	18,960	19,512	20,056
55	19,008	19,560	20,104
56	19,056	19,608	20,160
57	19,096	19,648	20,200
58	19,136	19,688	20,232
59	19,176	19,720	20,272
60	19,208	19,752	20,304
61	19,240	19,784	20,336
62	19,280	19,832	20,376
63	19,320	19,864	20,416
64	19,344	19,896	20,440
65	19,368	19,920	20,472
66	19,392	19,944	20,496
67	19,416	19,960	20,512
68	19,432	19,984	20,528
69	19,448	19,992	20,544
70	19,464	20,016	20,560
71	19,480	20,024	20,576
72	19,496	20,048	20,592
73	19,512	20,056	20,608
74	19,528	20,080	20,624
75	19,544	20,096	20,648
76	19,568	20,112	20,664

24	2,166	2,235	2,304
25	2,173	2,241	2,310
26	2,181	2,250	2,318
27	2,188	2,257	2,326
28	2,196	2,265	2,333
29	2,203	2,272	2,341
30	2,211	2,280	2,348
31	2,218	2,287	2,356
32	2,226	2,295	2,363
33	2,233	2,302	2,371
34	2,240	2,309	2,378
35	2,247	2,316	2,385
36	2,254	2,322	2,391
37	2,260	2,329	2,397
38	2,267	2,335	2,404
39	2,273	2,342	2,410
40	2,280	2,348	2,417
41	2,286	2,355	2,423
42	2,293	2,361	2,430
43	2,300	2,368	2,437
44	2,306	2,375	2,443
45	2,312	2,380	2,449
46	2,318	2,386	2,455
47	2,323	2,392	2,461
48	2,329	2,397	2,466
49	2,335	2,404	2,473
50	2,344	2,412	2,481
51	2,352	2,420	2,489
52	2,360	2,428	2,497
53	2,364	2,433	2,502
54	2,370	2,439	2,507
55	2,376	2,445	2,513
56	2,382	2,451	2,520
57	2,387	2,456	2,525
58	2,392	2,461	2,529
59	2,397	2,465	2,534
60	2,401	2,469	2,538
61	2,405	2,473	2,542
62	2,410	2,479	2,547
63	2,415	2,483	2,552
64	2,418	2,487	2,555
65	2,421	2,490	2,559
66	2,424	2,493	2,562
67	2,427	2,495	2,564
68	2,429	2,498	2,566
69	2,431	2,499	2,568
70	2,433	2,502	2,570
71	2,435	2,503	2,572
72	2,437	2,506	2,574
73	2,439	2,507	2,576
74	2,441	2,510	2,578
75	2,443	2,512	2,581
76	2,446	2,514	2,583

77	19,576	20,128	20,680
78	19,592	20,144	20,688
79	19,608	20,160	20,712
80	19,624	20,176	20,720
81	19,640	20,192	20,736
82	19,656	20,208	20,760
83	19,672	20,224	20,768
84	19,688	20,232	20,784
85	19,696	20,248	20,800
86	19,712	20,264	20,808
87	19,728	20,280	20,824
88	19,744	20,288	20,840
89	19,752	20,304	20,856
90	19,768	20,320	20,864
91	19,784	20,328	20,880
92	19,800	20,344	20,896
93	19,808	20,360	20,912
94	19,824	20,376	20,920
95	19,840	20,384	20,936
96	19,848	20,400	20,952
97	19,864	20,416	20,960
98	19,880	20,432	20,976
99	19,896	20,440	20,992
100	19,904	20,456	21,008
101	19,920	20,472	21,016
102	19,936	20,480	21,032
103	19,952	20,496	21,048
104	19,960	20,512	21,064
105	19,968	20,520	21,072

77	2,447	2,516	2,585
78	2,449	2,518	2,586
79	2,451	2,520	2,589
80	2,453	2,522	2,590
81	2,455	2,524	2,592
82	2,457	2,526	2,595
83	2,459	2,528	2,596
84	2,461	2,529	2,598
85	2,462	2,531	2,600
86	2,464	2,533	2,601
87	2,466	2,535	2,603
88	2,468	2,536	2,605
89	2,469	2,538	2,607
90	2,471	2,540	2,608
91	2,473	2,541	2,610
92	2,475	2,543	2,612
93	2,476	2,545	2,614
94	2,478	2,547	2,615
95	2,480	2,548	2,617
96	2,481	2,550	2,619
97	2,483	2,552	2,620
98	2,485	2,554	2,622
99	2,487	2,555	2,624
100	2,488	2,557	2,626
101	2,490	2,559	2,627
102	2,492	2,560	2,629
103	2,494	2,562	2,631
104	2,495	2,564	2,633
105	2,496	2,565	2,634

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X-iii. 適用職種：寄附講座教員、寄附研究部門教員 <准教授相当>

日給表

(円)

号数	日給	日給(調整数1)	日給(調整数2)
1	18,160	18,752	19,336
2	18,240	18,824	19,416
3	18,304	18,888	19,480
4	18,368	18,952	19,536
5	18,424	19,008	19,592
6	18,464	19,056	19,640
7	18,512	19,096	19,688
8	18,560	19,144	19,728
9	18,600	19,184	19,776
10	18,648	19,240	19,824
11	18,704	19,288	19,872
12	18,752	19,336	19,928
13	18,800	19,392	19,976
14	18,856	19,440	20,024
15	18,904	19,488	20,080
16	18,960	19,544	20,128
17	19,008	19,592	20,176

時間給表

(円)

号数	時間給	時間給(調整数1)	時間給(調整数2)
1	2,270	2,344	2,417
2	2,280	2,353	2,427
3	2,288	2,361	2,435
4	2,296	2,369	2,442
5	2,303	2,376	2,449
6	2,308	2,382	2,455
7	2,314	2,387	2,461
8	2,320	2,393	2,466
9	2,325	2,398	2,472
10	2,331	2,405	2,478
11	2,338	2,411	2,484
12	2,344	2,417	2,491
13	2,350	2,424	2,497
14	2,357	2,430	2,503
15	2,363	2,436	2,510
16	2,370	2,443	2,516
17	2,376	2,449	2,522

18	19,056	19,640	20,232
19	19,112	19,696	20,280
20	19,160	19,752	20,336
21	19,208	19,800	20,384
22	19,264	19,848	20,432
23	19,312	19,896	20,480
24	19,368	19,952	20,536
25	19,408	19,992	20,584
26	19,456	20,048	20,632
27	19,512	20,096	20,680
28	19,560	20,144	20,728
29	19,600	20,192	20,776
30	19,656	20,240	20,824
31	19,704	20,288	20,880
32	19,752	20,344	20,928
33	19,800	20,384	20,976
34	19,856	20,440	21,032
35	19,912	20,496	21,080
36	19,968	20,552	21,136
37	20,000	20,584	21,168
38	20,040	20,624	21,216
39	20,080	20,672	21,256
40	20,120	20,704	21,288
41	20,160	20,744	21,328
42	20,200	20,784	21,368
43	20,240	20,824	21,408
44	20,280	20,864	21,448
45	20,312	20,896	21,480
46	20,352	20,936	21,520
47	20,400	20,984	21,568
48	20,440	21,024	21,608
49	20,480	21,064	21,648
50	20,520	21,104	21,696
51	20,568	21,152	21,736
52	20,608	21,192	21,784
53	20,656	21,240	21,824
54	20,704	21,288	21,872
55	20,744	21,328	21,912
56	20,792	21,376	21,960
57	20,832	21,416	22,000
58	20,872	21,456	22,040
59	20,912	21,496	22,088
60	20,960	21,544	22,128
61	21,000	21,584	22,168
62	21,016	21,600	22,184
63	21,040	21,632	22,216
64	21,072	21,656	22,240
65	21,104	21,688	22,272
66	21,136	21,720	22,304
67	21,152	21,736	22,320
68	21,176	21,760	22,352
69	21,192	21,784	22,368
70	21,216	21,800	22,384

18	2,382	2,455	2,529
19	2,389	2,462	2,535
20	2,395	2,469	2,542
21	2,401	2,475	2,548
22	2,408	2,481	2,554
23	2,414	2,487	2,560
24	2,421	2,494	2,567
25	2,426	2,499	2,573
26	2,432	2,506	2,579
27	2,439	2,512	2,585
28	2,445	2,518	2,591
29	2,450	2,524	2,597
30	2,457	2,530	2,603
31	2,463	2,536	2,610
32	2,469	2,543	2,616
33	2,475	2,548	2,622
34	2,482	2,555	2,629
35	2,489	2,562	2,635
36	2,496	2,569	2,642
37	2,500	2,573	2,646
38	2,505	2,578	2,652
39	2,510	2,584	2,657
40	2,515	2,588	2,661
41	2,520	2,593	2,666
42	2,525	2,598	2,671
43	2,530	2,603	2,676
44	2,535	2,608	2,681
45	2,539	2,612	2,685
46	2,544	2,617	2,690
47	2,550	2,623	2,696
48	2,555	2,628	2,701
49	2,560	2,633	2,706
50	2,565	2,638	2,712
51	2,571	2,644	2,717
52	2,576	2,649	2,723
53	2,582	2,655	2,728
54	2,588	2,661	2,734
55	2,593	2,666	2,739
56	2,599	2,672	2,745
57	2,604	2,677	2,750
58	2,609	2,682	2,755
59	2,614	2,687	2,761
60	2,620	2,693	2,766
61	2,625	2,698	2,771
62	2,627	2,700	2,773
63	2,630	2,704	2,777
64	2,634	2,707	2,780
65	2,638	2,711	2,784
66	2,642	2,715	2,788
67	2,644	2,717	2,790
68	2,647	2,720	2,794
69	2,649	2,723	2,796
70	2,652	2,725	2,798

71	21,232	21,816	22,400
72	21,248	21,832	22,416
73	21,256	21,848	22,432
74	21,280	21,864	22,448
75	21,296	21,880	22,472
76	21,312	21,896	22,480
77	21,320	21,912	22,496
78	21,344	21,928	22,512
79	21,360	21,944	22,528
80	21,368	21,960	22,544
81	21,384	21,968	22,560
82	21,400	21,992	22,576
83	21,416	22,000	22,592
84	21,432	22,016	22,600
85	21,440	22,032	22,616

71	2,654	2,727	2,800
72	2,656	2,729	2,802
73	2,657	2,731	2,804
74	2,660	2,733	2,806
75	2,662	2,735	2,809
76	2,664	2,737	2,810
77	2,665	2,739	2,812
78	2,668	2,741	2,814
79	2,670	2,743	2,816
80	2,671	2,745	2,818
81	2,673	2,746	2,820
82	2,675	2,749	2,822
83	2,677	2,750	2,824
84	2,679	2,752	2,825
85	2,680	2,754	2,827

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X-iv. 適用職種：寄附講座教員、寄附研究部門教員 <教授相当>

日給表 (円)

号数	日給	日給(調整数1)	日給(調整数2)
1	21,504	22,200	22,888
2	21,880	22,576	23,264
3	22,272	22,960	23,656
4	22,648	23,344	24,032
5	23,016	23,704	24,400
6	23,360	24,048	24,744
7	23,696	24,392	25,080
8	24,016	24,712	25,400
9	24,312	25,008	25,696
10	24,560	25,256	25,952
11	24,784	25,480	26,168
12	24,992	25,680	26,376
13	25,136	25,832	26,520
14	25,272	25,960	26,656
15	25,400	26,088	26,784
16	25,512	26,200	26,896
17	25,600	26,296	26,984

時間給表 (円)

号数	時間給	時間給(調整数1)	時間給(調整数2)
1	2,688	2,775	2,861
2	2,735	2,822	2,908
3	2,784	2,870	2,957
4	2,831	2,918	3,004
5	2,877	2,963	3,050
6	2,920	3,006	3,093
7	2,962	3,049	3,135
8	3,002	3,089	3,175
9	3,039	3,126	3,212
10	3,070	3,157	3,244
11	3,098	3,185	3,271
12	3,124	3,210	3,297
13	3,142	3,229	3,315
14	3,159	3,245	3,332
15	3,175	3,261	3,348
16	3,189	3,275	3,362
17	3,200	3,287	3,373

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X I. 適用職種：学校医、学校歯科医

時間給表  
(円)

号数	時間給
1~2	4,700
3~6	4,800
7~10	4,900
11~16	5,000
17~22	5,100

23～28	5,200
29～34	5,300
35～39	5,400
40～47	5,500
48～60	5,600
61～76	5,700
77～85	5,800

職種	定額
学内ワークスタディスタッフ	学士課程在籍者 960 円 (医学部医学科 5・6 年生を除く。) 修士課程在籍者 1,060 円 (医学部医学科 5・6 年生を含む。) 専門職学位課程在籍者 1,060 円 博士課程在籍者 1,270 円
ティーチング・フェロー	1,700 円
ティーチング・アシスタント	修士課程在籍者 1,060 円 専門職学位課程在籍者 1,060 円 博士課程在籍者 1,270 円
スチューデント・アシスタント	960 円
リサーチ・アシスタント	1,270 円
ピア・サポーター	(1) ノートテイク、授業の要点整理その他の障害等のある学生を直接支援する業務 学士課程在籍者 1,060 円 (医学部医学科 5・6 年生を除く。) 修士課程在籍者 1,270 円 (医学部医学科 5・6 年生を含む。) 専門職学位課程在籍者 1,270 円 博士課程在籍者 1,270 円 (2) 教科書の電子化、授業の録画業務その他の間接支援業務 学士課程在籍者 960 円 (医学部医学科 5・6 年生を除く。) 修士課程在籍者 1,060 円 (医学部医学科 5・6 年生を含む。) 専門職学位課程在籍者 1,060 円 博士課程在籍者 1,270 円
保育補助員	1,395 円
講師(客員教授・客員准教授・客員講師・客員助教・連携大学院教授・連携大学院准教授・連携大学院講師・連携大学院助教)	7,960 円
講師(附属学校)	2,000 円
講師(特設日本語講座・カウンセラー)	4,000 円
講師(臨地実習指導)	2,500 円
上記以外の講師	5,000 円
研究員(研究機関研究員)	5,000 円
研究員(開発支援研究員(ポスドク))	5,000 円
医員(大学院生)・医員(研究生)	2,000 円
研究支援員	本学在籍の者 学士課程在籍者 960 円 修士課程在籍者 1,060 円 専門職学位課程在籍者 1,060 円 博士課程在籍者 1,270 円

	本学在籍以外の者 学士課程卒業者           960 円 修士課程修了者           1,060 円 専門職学位課程修了者   1,060 円 博士課程修了者           1,270 円
スクールソーシャルワーカー	3,200 円

職種	定額	
	日給	時間給
医員（レジデント）・医員（指導医）・医員（病院助教）	11,248 円	1,406 円
医員（研修医）	9,080 円	1,135 円